

(火山災害対策編)

【 目 次 】

《火山災害対策編》

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1－1－1
第1節 計画の目的	1－1－1
第2節 計画の性格	1－1－1
第3節 計画の理念	1－1－1
第4節 計画の修正	1－1－1
第5節 計画の周知	1－1－1
第2章 防災関連機関の業務の大綱	1－2－1
第3章 市民及び事業所の基本的責務	1－2－1
第4章 市の地域特性及び災害特性	1－4－1
第5章 災害の想定	1－5－1

第2部 火山災害予防

第1章 火山災害に強い施設等の整備	2－1－1
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	2－1－1
第2節 津波災害等の防止対策の推進	2－1－1
第3節 防災構造化の推進	2－1－1
第4節 建築物災害の防災対策の推進	2－1－2
第5節 ライフラインの災害防止対策の推進	2－1－2
第6節 危険物災害等の防止対策の推進	2－1－2
第7節 津波防災研究等の推進	2－1－2
第2章 迅速かつ円滑な火山災害応急対策への備え	2－2－1
第1節 防災組織の整備	2－2－1
第2節 通信・広報体制の整備	2－2－1
第3節 地震・津波観測体制の整備	2－2－2
第4節 消防体制の整備	2－2－2
第5節 避難体制の整備	2－2－3
第6節 救助・救急体制の整備	2－2－4
第7節 交通確保体制の整備	2－2－4
第8節 輸送体制の整備	2－2－5
第9節 医療体制の整備	2－2－5

第 10 節 その他の応急対策事前措置体制の整備	2-2-6
第3章 市民の防災活動の促進	2-3-1
第1節 防災知識の普及啓発	2-3-1
第2節 防災訓練の効果的実施	2-3-2
第3節 自主防災組織の育成強化	2-3-3
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-3-4
第5節 防災ボランティアの育成強化	2-3-4
第6節 企業防災の促進	2-3-5
第7節 要配慮者の安全確保	2-3-5

第3部 火山災害応急対策

第1章 活動体制の確立	3-1-1
第1節 応急活動体制の確立	3-1-1
第2節 情報伝達体制の確立	3-1-7
第3節 災害救助法の適用及び運用	3-1-8
第4節 広域応援体制	3-1-9
第5節 自衛隊の災害派遣	3-1-10
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	3-1-11
第7節 ボランティアとの連携	3-1-12
第8節 災害警備体制	3-1-12
第2章 初動期の応急対策	3-2-1
第1節 火山関連情報の収集・伝達	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-2-3
第3節 広報	3-2-4
第4節 消防活動	3-2-5
第5節 危険物の保安対策	3-2-5
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	3-2-6
第7節 避難の指示、誘導	3-2-9
第8節 救助・救急	3-2-11
第9節 交通確保・規制	3-2-11
第10節 緊急輸送	3-2-12
第11節 医療・助産・メンタルケア	3-2-13
第12節 要配慮者への緊急支援	3-2-14
第3章 事態安定期の応急対策	3-3-1
第1節 避難所の運営	3-3-1
第2節 食料の供給	3-3-2
第3節 応急給水	3-3-3

第4節	生活必需品の給与	3－3－3
第5節	感染症予防対策	3－3－4
第6節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3－3－4
第7節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	3－3－5
第8節	住宅の供給確保	3－3－6
第9節	文教対策	3－3－7
第10節	義援物資等の取扱	3－3－8
第11節	農林水産業災害の応急対策	3－3－9
第4章	社会基盤の応急対策	3－4－1
第1節	電力施設の応急対策	3－4－1
第2節	ガス施設の応急対策	3－4－1
第3節	上水道施設の応急対策	3－4－2
第4節	下水道施設の応急対策	3－4－2
第5節	電気通信施設の応急対策	3－4－3
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	3－4－3

第4部 火山災害復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	4－1－1
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	4－1－1
第2節	激甚災害の指定	4－1－1
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	4－2－1
第1節	被害者の生活確保	4－2－1
第2節	被災者への融資措置	4－2－2

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第1節 計画の目的】に準じる。

第2節 計画の性格

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第2節 計画の性格】に準じる。

第3節 計画の理念

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第3節 計画の理念】に準じる。

第4節 計画の修正

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第4節 計画の修正】に準じる。

第5節 計画の周知

※一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第5節 計画の周知】に準じる。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

※一般災害対策編【第1部 総則 第2章 防災関連機関の業務の大綱】に準じる。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

第1 市民

※一般災害対策編【第1部 総則 第3章 市民及び事業所の基本的責務 第1 市民】に準じる。

第2 事業者

※一般災害対策編【第1部 総則 第3章 市民及び事業所の基本的責務 第2 事業所】に準じる。

第4章 市の地域特性及び災害特性

第1 地勢

※一般災害対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第1 地勢】に準じる。

第2 気象

※一般災害対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第1 地勢】に準じる他、桜島による火山災害に直結する風速及び降水量のデータを次に示す。

1 風速

1981年から2010年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島地方気象台（鹿児島県鹿児島市、観測時刻：午前9時、気象庁HP公開データから作成）における、風向及び風速のデータは以下のとおりである。

＜高層気象観測データ＞

	地表付近		1000m付近		3000m付近		6000m付近		9000m付近	
	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速
1月	353°	4.8m/s	307°	10.3m/s	276°	18.5m/s	270°	32.4m/s	264°	63.5m/s
2月	352°	4.6m/s	300°	10.0m/s	277°	18.1m/s	272°	31.3m/s	266°	61.1m/s
3月	354°	4.3m/s	292°	9.3m/s	272°	16.5m/s	269°	27.9m/s	266°	49.7m/s
4月	356°	3.4m/s	270°	8.4m/s	268°	13.1m/s	267°	21.8m/s	265°	39.1m/s
5月	005°	3.0m/s	236°	7.8m/s	265°	11.1m/s	264°	16.5m/s	265°	31.6m/s
6月	027°	2.9m/s	223°	8.8m/s	255°	11.7m/s	258°	14.6m/s	261°	24.1m/s
7月	169°	3.1m/s	237°	8.6m/s	249°	10.2m/s	256°	6.8m/s	270°	12.2m/s
8月	079°	2.9m/s	155°	8.1m/s	206°	8.6m/s	216°	3.1m/s	234°	10.2m/s
9月	031°	3.1m/s	148°	7.0m/s	240°	8.9m/s	247°	8.8m/s	256°	16.7m/s
10月	014°	3.6m/s	005°	6.9m/s	267°	10.0m/s	260°	17.6m/s	259°	32.7m/s
11月	005°	4.0m/s	307°	8.0m/s	270°	13.0m/s	262°	24.5m/s	260°	49.0m/s
12月	356°	4.7m/s	287°	9.6m/s	275°	16.5m/s	267°	30.2m/s	261°	60.0m/s

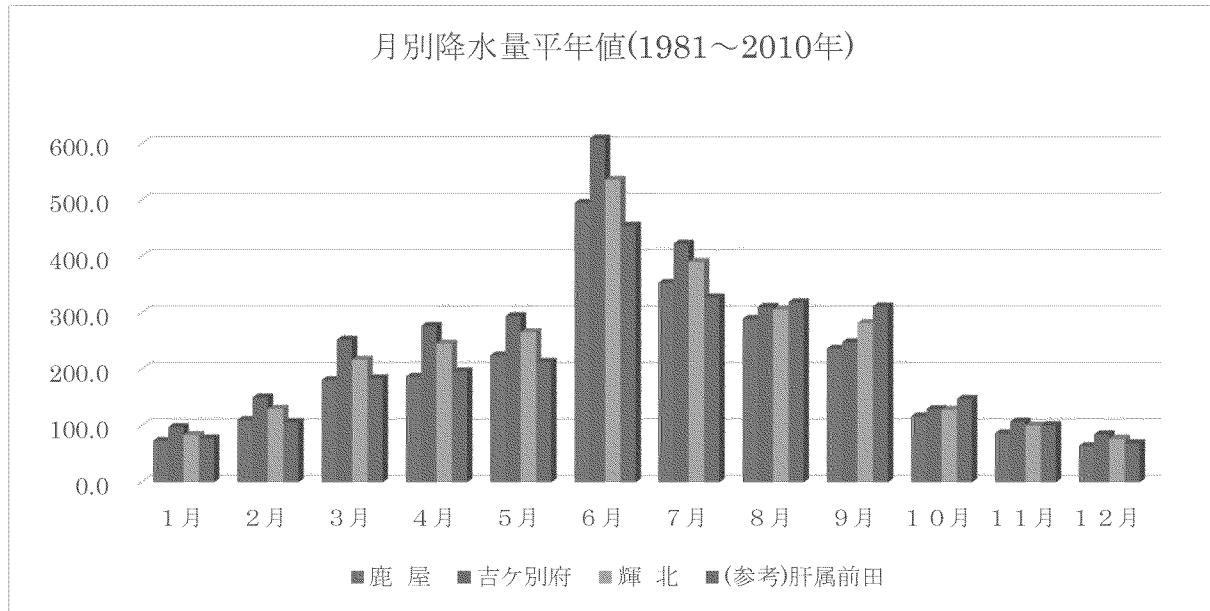
上表から、風向は、地表付近においては海陸風の日々変化及び季節風の影響が見られるが、3000m以上の高層風は年間を通じて西風が吹いている。

また、風速は夏季に弱く、冬季に偏西風の影響で強く吹く傾向にある。

2 降水量

1981年から2010年の月別降水量観測データ(観測点：鹿屋、下高隈町吉ヶ別府、輝北、(参考)肝属前田、気象庁HP公開データから作成)における、データは以下のとおりである。

- 各観測点ともに、梅雨から台風シーズンの6月から9月までの降水量が多い。
- 下流地域と比較して、肝属川水系及び串良川水系の上流地区に当たる下高隈町吉ヶ別府及び輝北の降水量が多い傾向にある。



第3 災害の特徴

※震災対策編【第1部 総則 第4章 市の地域特性及び災害特性 第3 災害の特徴】に準じる。

1 降灰

鹿屋市の北西約30キロメートルに桜島があり、火山活動が活発である。冬型の気圧配置や上空の風が北西となると、火山灰が降りやすい。

また、大正3年の桜島の大爆発時には、多量の降灰及び砂礫の被害は、桜島周辺数十キロメートルの地帯に広く広がり、本市においても大量に噴出した軽石や火山灰が西よりの風に乗り輝北地区や高隈地区を中心に大量に降り注ぎ、最も多いところでは1m以上降り積もった。

2 土石流

厚く堆積した火山灰によって地中への浸透を妨げられた雨水は、斜面に堆積した軽石・火山灰を削りながら谷川に集まり、土石流を発生させる。さらに、土石流によって運ばれた多量の土砂は谷川から本川に流入し、河床を上昇させ、河川の氾濫を引き起こす。大正3年の桜島の大爆発時には、大隅半島の山麓部では土石流による土砂災害が、平野部では洪水氾濫による河川災害が相次いで発生した。

災害の特徴点は、以下のとおり。

- ・土石流は、噴火直後から発生し始め、約10年間長期にわたって頻繁に発生
- ・土石流は、少ない雨量でも発生
- ・土石流は、軽石を含む火山灰堆積の厚さが概ね30cm以上の地域で発生
- ・土石流は、土砂だけではなく多量の流木を流出させ、農地の流出や埋没、道路・橋梁の破壊等、山麓部から平野部に大きな被害をもたらす。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたり、鹿児島県地域防災計画「火山災害対策編（平成31年4月）」を参考とし、本市において発生の蓋然性が高い、桜島による火山災害の発生状況を考慮する。

第1 桜島の特徴

1 桜島の概要

桜島は始良カルデラの南縁に形成された成層火山である。桜島の火山体は、北岳（標高1,117m）と南岳（標高1,040m）の二つの主成層火山が重なって一つの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等）、火碎丘（鍋山、蝦ノ塚等）、溶岩ドーム（フリハタ山、湯之平、権現山、春田山、引ノ平等）がある。山腹から山麓にかけては、昭和溶岩、大正溶岩、安永溶岩、文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか、噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

また、赤生原から白浜にかけてと、赤水から野尻にかけての山麓には河川・溪流から流下した土石流によって形成された火山麓扇状地が発達している。桜島は約13,000年前から活動をはじめ、その後13回の大規模な軽石噴火を繰り返し、火碎流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

2 桜島の噴火の特徴

（1）噴火の規模と頻度

有史以来の桜島の三大噴火（文明（1471～1476）・安永（1779～1782）・大正（1914））と言われる噴火活動及び昭和噴火と昭和30年以降の継続的な噴火の噴火様式、現象別噴出物量、被害状況は、様々な記録が残されている。このうち、安永・大正の噴火時には流出した溶岩の容積が各々17億m³、13億4千万m³と推定される。

また、噴出した降下火碎物の容積も大正の噴火時には約6億m³と推定され、ほぼ同様の大きな噴火規模であったとみられる。文明噴火についても、調査の結果、溶岩の容積は安永・大正の三分の一程度であるが、降下火碎物量はむしろ多いことがわかり、三大噴火はほぼ同規模の「大きな噴火」であったといえる。一方、昭和噴火の規模は1桁小さく、桜島の噴火規模としては中程度のものといえる。大きな噴火の活動間隔（頻度）は、文明・安永・大正の各噴火の間隔が約300年及び135年であったことから、約100～300年の時間スケールと考えられる。

（2）噴火の発生場所

桜島では、過去に様々な規模の噴火が発生しているが、噴火の規模によって噴火口の位置も異なっている。小さな噴火は山頂火口で発生しているが、大正噴火クラスの大きな噴火では、山腹から噴火が始まっている。

また、山頂や海底から噴火する可能性も考えられ、正確な予知は難しい。

(3) 予測される火山災害要因

桜島では過去に様々な規模の噴火が起っている。噴火の規模によって災害要因の種類は異なり、影響範囲も大きく異なる。噴火の規模ごとに予測される火山災害要因は次のとおりとする。

【桜島で起りうる噴火規模とその特徴】

噴火規模	過去の事例	災害要因	備考
小さな噴火	1950 年代から現在まで続いている噴火	噴出岩塊、降下火碎物、火碎流、山腹への降灰物の土石流	山頂噴火
中程度の噴火	1946 年の昭和噴火	噴出岩塊、降下火碎物、火碎流、溶岩流、火山ガス、山腹への降灰物の土石流	山腹噴火 山頂噴火
大きな噴火	1914 年の大正噴火、1779 年の安永噴火	噴出岩塊、降下火碎物、火碎流、溶岩流、火山ガス、津波、地殻変動、地震、土石流	山腹噴火 山頂噴火
巨大噴火	約 11,000 年前の桜島火山最大の噴火	噴出岩塊、降下火碎物、中型火碎流、溶岩流、山体崩壊、火山ガス、津波、地殻変動、地震、土石流	山体崩壊による岩屑などが発生することもある

第2 予想される火山災害の想定

1 予想される桜島噴火のシナリオ

桜島の今後の大噴火に伴う現象の想定は、その規模、噴火場所、災害要因等がどうであるか、現在の科学でも困難である。今後、大正 3 年の噴火程度のもの、あるいはそれ以上の桜島全体が噴火口となり島が消滅してしまうほどの噴火等、いずれの可能性も考えられる。

しかし、桜島が生成して以来、島が消滅するほどの大噴火は発生しておらず将来発生の可能性は、何千年に 1 回といった程度の極めて少ない発生率でしか考えられない。このため、島が消滅するほどの大噴火を想定した対策計画は、非現実的であると言える。桜島の噴火のうちで歴史時代に発生した災害規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、その程度の想定に基づく対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最も大きかったと言われる文明、安永、大正の噴火程度を検討の対象とし、なかでも最も記録が整理されている大正 3 年の噴火規模及びそれに伴う現象に基づいて想定し、対策計画を検討・実施することとする。現在、桜島の主マグマ溜まりがあるとされる姶良カルデラの地下ではマグマの再蓄積が進行し、2020 年代に大正噴火が起こる前のレベルまで戻ると推定されている。過去の桜島における噴火活動とマグマの再蓄積状況を考慮すると、今後 100 年のうちに起こりうる噴火形態と規模について、以下のシナリオが考えられる。

(1) 想定される噴火の概要

噴火様式：プリニー式噴火と溶岩の流出

噴火規模：大正3年噴火規模。巨大噴火の発生も否定できない。

噴火場所：山腹中部。山頂の両山腹で噴火する可能性がある。どの方位で噴火が起きるかは特定できない。

また、山頂からの大きな噴火及び海底噴火も否定できない。

災害要因：噴出岩塊、降下火碎物、火碎流、溶岩流、火山ガス・噴煙、空振、地震動、地殻変動、地下水・温泉変動、泥流、土石流、山崩れ、岩屑なだれ、地熱変動、津波（噴火前後の地震、海底噴火等によるもの）

(注) プリニー式噴火

- ・噴煙柱が上空1万メートル以上にも達し、多量の降下軽石や火山灰を放出するような激しい噴火。現在の桜島の噴火はブルガノ式と呼ばれるもので、ここで想定している噴火よりも規模はかなり小さいものである。

(2) 予想される噴火のシナリオ

桜島で予想される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過等から見て、次のように予測される。

予測される噴火のシナリオ

前兆現象の発生	予測される噴火のシナリオ
生	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域での地震群発 ・桜島での微小地震、重力変化、地殻変動等地球物理学的変化 ・有感地震の頻発 ・地下水量・井戸水の変化 ・地温の異常上昇 ・動物の異常挙動 ・白煙の噴出 ・地鳴り、崖崩れ、山崩れ ・目に見える地形変化（土地の昇降、地割れ、海岸線の変化） ・海の変化（海水の変化、水温の上昇、水泡の発生、魚の死）



噴火の開始	予測される噴火のシナリオ
	<ul style="list-style-type: none"> ・山腹からの噴煙活動 ・火山ガス、岩塊の噴出 ・爆発的噴火 ・多量の降下火碎物（軽石、火山灰）の噴出 ・火碎流の流下（数分で海岸付近まで到達） ・溶岩の流下（数時間から1日で海岸付近まで到達） ・大きな地震の発生（本格的な噴火期の前期に発生） ・津波の発生（海底噴火や大きな山体崩壊に伴って発生） ・地盤の変動



噴火の収束	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島島内の土石流、泥流の頻発 ・降灰区域での土石流、山崩れの頻発
-------	--

2 桜島災害の予測

桜島が大正噴火規模の噴火をした際に予想される災害状況及び被災地域並びに本市への影響評価は、次のとおりとする。

桜島の噴火による災害状況予測及び本市に与える影響評価

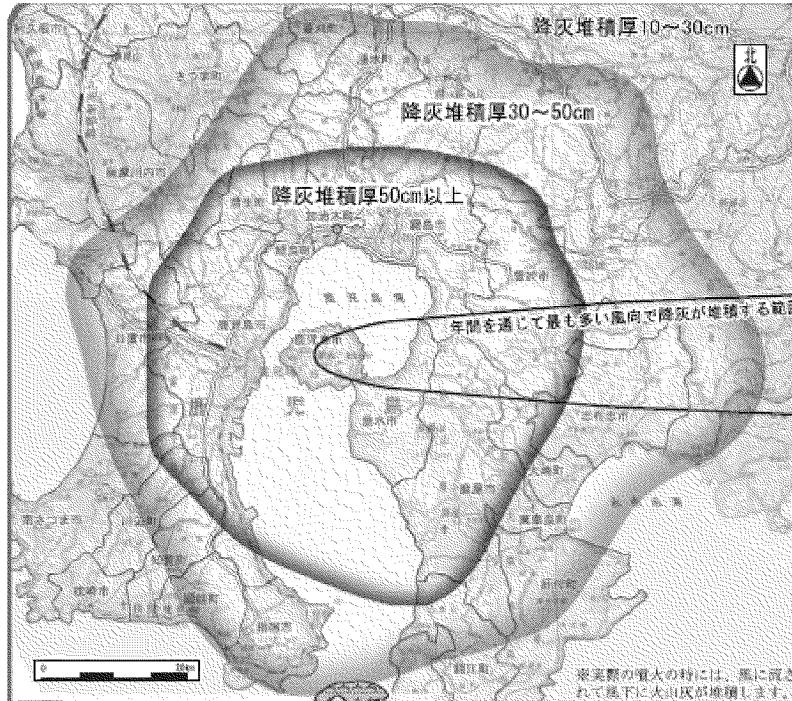
災害現象	災害状況及び被災地域	時間的因素	影響評価
降下 火碎物	<p>直径十数cmの降下火碎物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。</p> <p>また、降下火碎物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い西風：桜島から垂水市北部、本市、曾於市、志布志市、霧島市、大崎町 ・弱い南東風：桜島から垂水市北部、鹿児島市、薩摩川内市、日置市 	<p>粒径が大きな火碎物は桜島島内に短い時間で降下する。細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。</p>	大きな 火碎物 ×
			小さな 火碎物 ◎
火碎流	<p>火碎流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。</p> <p>また、本体から 500m外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。桜島火山で発生が予測される火碎流は小型火碎流で噴火地点から下方の谷地形を流下する可能性が高い。</p>	<p>発生から 1 分半程度で海岸に達する。</p>	×
溶岩流	<p>溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。溶岩流は噴火口より下方の低所に沿って流下する。</p>	<p>火口から 5 時間から 8 時間で海岸に到達する。</p>	×
火山ガス ・噴煙	<p>噴火口の近くの谷地形では、有毒ガスが溜まることがある。</p>	<p>噴火活動の初期に発生する。</p>	×
空振	<p>窓ガラスの破壊等の被害が生じる。被害は、100km離れた地域に及ぶこともあり、桜島島内や鹿児島市、垂水市で窓ガラスの破損等の被害を生じることがある</p>	<p>爆発的噴火に伴って発生する。</p>	○
地震	<p>マグニチュード 7 程度の地震が発生し、建物やライフラインへの被害や斜面の崩壊等が発生する。本市では震度 6 弱程度と想定される。</p>	<p>初期の爆発と前後して発生する。</p>	◎

災害現象	災害状況及び被災地域	時間的要素	影響評価
地殻変動	地盤の沈降により、海岸構造物の破損や低地部での浸水、高潮被害が生じる。 桜島や鹿児島湾北部地域で発生する。	多数の噴出物を出した後、長期に渡って進行。	○
地下水・温泉変動	地下の水脈が変動し、地下水・温泉の水温・水量・水質に変化が現れる。	大きな噴火の前後に生じる。	×
泥流・土石流	泥流、土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。桜島やその周辺地域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところで発生。	噴火後数年間、大雨時に発生する。	◎
山崩れ	桜島やその周辺地域の山地で、多量の降下火砕物が堆積したところで発生。	噴火後数年間、大雨時に発生する。	◎
岩屑なだれ	噴火活動や地震に伴って、山体崩壊が発生し、火山斜面や谷沿いを高速で流下する現象で、岩屑なだれが海に流入すると、津波が発生する。	崩壊とともに発生し、高速で流下する。	×
地熱変動	植生破壊や農作物被害が生じることがある。	噴火の前後に生じる。	×
津波	岩屑なだれの海への流入や海底噴火によって発生する。津波は鹿児島湾全域に及ぶ。 海底噴火に伴う津波の想定結果は、震災対策編第1部 総則 第5章を参照		○

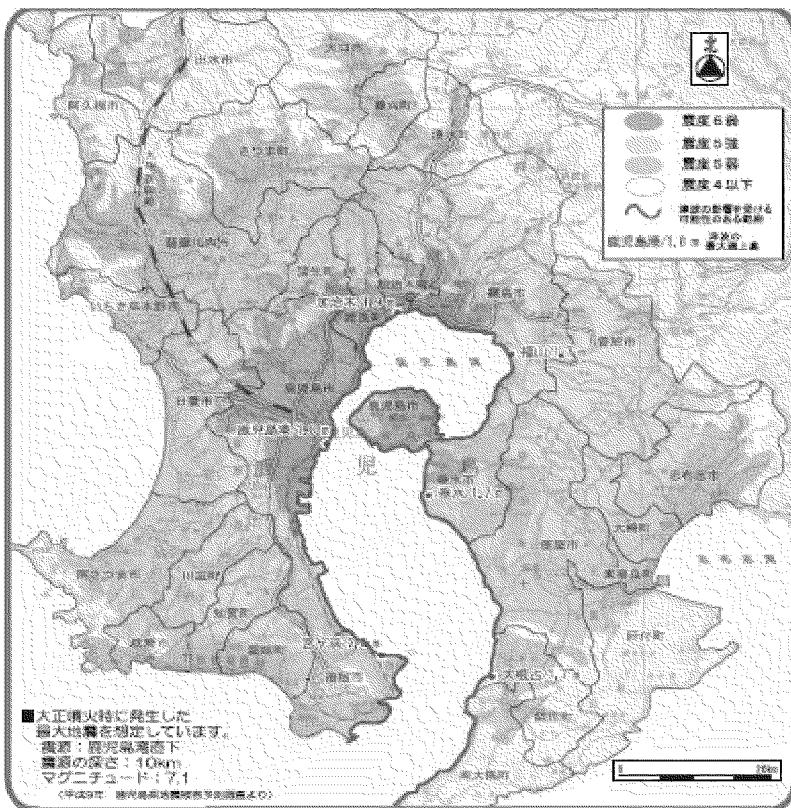
【影響評価の凡例】 ◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある

△：発生に注意を要する ×：発生の危険が低い

【大規模噴火時の降灰分布予測】



【大規模噴火時の地震による分布予測】



3 予想される火山災害の想定

(1) 降下火碎物による被害

大正噴火規模の大噴火では、溶岩の流出だけではなく大量の軽石や火山灰を噴出する。桜島の上空の風は年間を通じて西寄りの風が吹いており、軽石や火山灰の大部分はこの風で桜島の東側に運ばれ、大隅半島を広く覆うこととなる。軽石や火山灰の厚さは、大隅半島全域で厚さ 10cm 以上、本市でも厚さ 30cm 以上の区域が半分以上を占め、厚いところでは 1 m を超える。

なお、軽石と火山灰の層の厚さの割合は噴火口からの距離に比例し、噴火口に近いほど軽石が大きく、噴火口から離れるにしたがって火山灰が相対的に増加する。鹿屋市内の道路は、厚い軽石・火山灰の堆積により路面が埋没する上、細かい火山灰が排水を妨げ路面が泥状化することにより通行不可能となり、道路被害及び交通の途絶の恐れがある。特に、大正噴火時に場所によっては 1 m を超えた火山灰の降下をみた高隈や輝北は注意を要する。

また、軽石・火山灰に埋まることによる農業被害は農作物、茶、果樹、畜産等多方面に及び、軽石・火山灰の浮遊による濁り、海水温の変化等、海の環境や漁業環境に変化をもたらし、水産業にも大きな被害をもたらすものと思われる。

(2) 泥流・土石流及び山崩れによる被害

噴火後、厚い軽石・火山灰に覆われた大隅半島では、河川の上流では土石流や泥流による土砂災害が頻繁に発生し、また、中・下流では異常な土砂流出による河床上昇と氾濫による河川災害が頻繁に発生する。河川の上流域での土石流や泥流発生の原因は、その材料となる軽石や火山灰が山腹に分厚く堆積したことと、軽石の上に降下した細かい粒子の火山灰が地表面の浸透能力を低下させ、流出を飛躍的に増加させることによる。

また、土石流や泥流は軽石・火山灰が谷底に集積して自然の堰堤（河川を横断して出来た堤防のこと）を作り、それが決壊することによっても発生する。さらに、上流から流出した土砂は河川の中・下流の河床を上昇させ、河川の氾濫を招くこととなる。

(3) 地震及び津波による被害

※震災対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定】に準じる他、安永噴火時には陸上噴火後、約半年間にわたり海底噴火が発生し、複数回の津波発生が記録されている。

また、安永及び大正噴火時、海底地形変化の影響で潮位の上昇が記録されている。台風の接近時の気圧低下による海面上昇と大潮の満潮と重なると、本市においても古江から浜田に至る錦江湾に面した地域で、一時的な海水による冠水の危険性がある。

第2部 火山災害予防

第1章 火山災害に強い施設等の整備

火山災害の予防に際して、被害の軽減を図るために、各防災事業を推進し、被害を未然に防止するとともに、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このような火山災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進】に準じる。

第2節 津波災害等の防止対策の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第2節 津波災害の防止対策の推進】に準じる。

第3節 防災構造化の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進】に準じる。

第4節 建築物災害の防災対策の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第4節 建築物災害の防災対策の推進】に準じる。

第5節 ライフラインの災害防止対策の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進】に準じる。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第6節 危険物災害等の防止対策の推進】に準じる。

第7節 津波防災研究等の推進

※震災対策編【第2部 震災予防 第1章 地震・津波災害に強い施設等の整備 第7節 津波防災研究等の推進】に準じる。

第2章 迅速かつ円滑な火山災害応急対策への備え

火山災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような震災対策の事前の備えについて定める。

また、大正噴火と同等の大噴火が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物質の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第1節 防災組織の整備】に準じる。

第2節 通信・広報体制の整備

火山災害が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や幅そう等が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するよう、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信広報体制の整備】に準じる。

第3節 地震・津波観測体制の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第3節 地震・津波観測体制の整備】に準じる。

第4節 消防体制の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第4節 消防体制の整備】に準じる。

第5節 避難体制の整備

火山災害発生時には、道路被害及び交通の途絶前に住民の避難を要する地域が出ることが予想される。このため、大噴火の前兆が得られた段階における市長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び海拔表示版等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等】に準じる。

第2 地域における避難体制の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備】に準じる。

第3 各種施設における避難体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第3 各種施設における避難体制の整備】に準じる。

第4 指定避難所の収容・運営体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第4 指定避難所の収容・運営体制の整備】に準じる。

第6節 救助・救急体制の整備

火山災害における津波や地震発生時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第1 救助、救急体制の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第6節 救助、救急体制の整備 第1 救助、救急体制の整備】に準じる。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

※震災対策編【第2部 震災予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第6節 救助、救急体制の整備 第2 救助、救急用装備・資機材の整備】に準じる。

第7節 交通確保体制の整備

火山災害発生時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第1 交通規制の実施責任

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第1 交通規制の実施責任】に準じる。

第2 交通規制の実施体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第2 交通規制の実施体制の整備】に準じる。

第3 緊急通行車両の事前届出・確認

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第3 緊急通行車両の事前届出・確認】に準じる。

第8節 輸送体制の整備

火山災害発生時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第1 輸送体制の整備方針

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第1 輸送体制の整備方針】に準じる。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定】に準じる。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備】に準じる。

第9節 医療体制の整備

火山災害発生時は負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第1 緊急医療体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第1 緊急医療体制の整備】に準じる。

第2 医療用資機材・医薬品等の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第2 医療用資機材・医薬品等の整備】に準じる。

第10節 その他の応急対策事前措置体制の整備

その他の応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・配備体制等の整備に努める。

第1 食料の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第1 食料の供給体制の整備】に準じる。

第2 飲料水の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第2 飲料水の供給体制の整備】に準じる。

第3 生活必需品の供給体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第3 生活必需品の供給体制の整備】に準じる。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置】に準じる。

第5 住宅の確保対策の事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第5 住宅の確保対策の事前措置】に準じる。

第6 文化財に関する事前措置

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第6 文化財に関する事前措置】に準じる。

第7 総合防災力の強化に関する対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第7 総合防災力の強化に関する対策】に準じる。

第3章 市民の防災活動の促進

火山災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。このような市民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

火山災害に際して的確な行動がとれるよう、市民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図るとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。

第1 市民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

(1) 市は、火山災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、各種警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 市等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

ア 桜島が大噴火した際は、降下する軽石・火山灰の影響で、道路被害及び交通の途絶、泥流・土石流及び山崩れ、地震及び津波の可能性があり、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

イ 桜島の大噴火に伴う鹿児島湾直下地震による津波は、2m 超の津波高で約 30 分で到達することが予想されている

ウ 軽石・火山灰の降下や津波や地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、指定緊急避難場所の孤立や指定緊急避難場所自体の被災も有り得ることなど、予報・警報に関する想定・予測の不確実性

エ 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動

オ 旅行先などで火山災害に遭う可能性があること

第2 市民に対する防災知識の普及啓発

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第1 市民に対する防災知識の普及啓発】に準じる。

第3 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施】に準じる。

第4 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第3 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施】に準じる。

第2節 防災訓練の効果的実施

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施】に準じる。

第3節 自主防災組織の育成強化

火山災害を未然に防止又は軽減するためには、県、市等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、市民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。市は、自主防災組織の活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のため研修・訓練、情報提供に努める。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第1 地域の自主防災組織の育成強化】に準じる。

第2 防災リーダー等の育成強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第2 防災リーダー等の育成強化】に準じる。

第3 事業所の自主防災体制の強化

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第3 事業所の自主防災体制の強化】に準じる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事務所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを市防災計画の素案として、市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成強化

火山災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第4節 防災ボランティアの育成強化 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備】に準じる。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第4節 防災ボランティアの育成強化 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備】に準じる。

第6節 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二時災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を勧めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも、的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による市内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における災害時要援護者対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第5節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策】に準じる。

第2 社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策

※一般災害対策編【第2部 災害予防 第3章 市民の防災活動の促進 第5節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】に準じる。

第3部 火山災害応急対策

第1章 活動体制の確立

火山災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

市及び関係機関は、火山災害の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。このため、特に大噴火直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

1 災害対策準備体制

(1) 情報収集体制

災害の程度が災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らないとされる場合は、桜島の火山噴火及び被害状況等の情報を収集するため、安全安心課等職員により「情報収集体制」をとる。

(2) 情報収集体制要員

本部に安全安心課等、支部に住民サービス課等の要員を置く。

2 災害警戒本部・支部の設置

(1) 災害警戒本部

市は、桜島の大噴火により災害が予想される場合において、災害対策本部の設置に至らない状況で災害情報の収集、予防応急対策等の災害対策を効率的に実施するため、災害警戒本部を市長の指示により設置する。

また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は、災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

表 設置基準

種別	項目	基準等
設置基準	設置基準	① 桜島で大正噴火級の大噴火の前兆が観測された場合 ② 桜島に対し観測データに基づき、噴火警報レベル4「避難準備」が発表された場合

ア 組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に副市長、副本部長に市民生活部長をもって充て、本部長の指名する災害警戒要員を置く。

イ 災害警戒本部の分掌事務

- (ア) 気象情報等の収集に関すること
- (イ) 被害状況の把握に関すること
- (ウ) 職員への連絡、報告に関すること
- (エ) 関係機関への連絡体制に関すること
- (オ) 市災害対策本部への移行準備に関すること

ウ 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

(2) 災害警戒支部

ア 設置

総合支所は、災害警戒本部設置基準に準じて、災害警戒本部の設置と並行して、総合支所に災害警戒支部を市長の指示により設置する。

なお、災害警戒支部長には総合支所長をもって充てる。

イ 災害対策支部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合、市長にその旨を報告し、災害対策支部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

3 災害対策本部・支部の設置

(1) 災害対策本部

ア 設置又は廃止

(ア) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

a 桜島が大噴火した場合

b 桜島に対し観測データに基づき、噴火警報レベル5「避難」が発表された場合

c 災害対策本部長が必要と認めるとき

(イ) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

イ 組織

災害対策本部には、災害対策本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部付に市民生活部長を、また災害対策本部員には各対策部長をもって充てる。

ウ 配備体制

災害対策本部は、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

エ 配備の指定

本部長は、本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

(2) 災害対策支部

ア 設置

総合支所は、災害対策本部設置基準に準じて、災害対策本部の設置と並行して、総合支所に災害対策支部を市長の指示により設置する。

なお、災害対策支部長には総合支所長をもって充てる。

イ 配備体制

市災害対策支部は、災害の規模に応じ、第1配備から第4配備体制により動員配備を行う。

なお、大規模な災害又は総合支所地域の局地的な災害により、本庁舎との連絡がとれない場合、単独で災害対策支部を設置し、必要な動員配備を行い災害対策にあたる。

4 現地対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、大規模な災害が発生するなど、現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部は、「鹿屋市災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

5 災害対策本部及び災害警戒本部の設置又は廃止の通知

市は、災害対策本部及び災害警戒本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な地震が発生し、通常の災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、連絡担当者（市民生活部長）が市長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を協議する。

(1) 市長に対し報告すべき事項

ア 火山災害の規模

イ その時点できわづかに把握している被害状況

ウ 被害予測

エ 対応状況

オ その他必要な事項

(2) 市長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

市長に事故や不測の事態があった場合は、次に定める順位により、市長の職務を代理する。

- ア 副市長
- イ 市民生活部長
- ウ 安全安心課長

7 本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2 災害対策本部組織

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第2 災害対策本部組織】に準じる。

第3 災害対策本部（支部）の分掌事務

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第3 市災害対策本部（支部）の分掌事務】に準じる。

第4 市の動員配備計画

1 配備体制

体制・配備区分	配備基準	配備体制
情報収集体制 (主として、情報の収集及び報告を任務として活動する体制)	火山災害の程度が災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らないとき。	【本 庁】 ○安全安心課… 2名以上 【総合支所】 ○住民サービス課… 1名以上
災害警戒本部(支部)体制 (災害関係課の職員で情報収集、連絡活動及び応急対策が円滑に行える体制)	① 桜島で大正噴火級の大噴火の前兆が観測された場合、又は、気象庁からレベル4「避難準備」以上の噴火警報が発表された場合 ② 震度5弱又は5強の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき ③ 津波警報が発表されたとき ④ その他、本部長が必要と認めたとき	【警戒本部】 ○安全安心課… 3名以上 ○別記1「警戒本部」に掲げる課 (所属長が必要と認める人数) 【警戒支部】 ○住民サービス課… 2名以上 ○別記1「警戒支部」に掲げる課 (所属長が必要と認める人数)

体制・配備区分	配備基準	配備体制
災害対策本部（支部）体制 <small>（災害の状況等に応じて、各種災害応急対策を実施する体制）</small>	第 1 配 備	<p>① 桜島に対し観測データに基づき、噴火警報レベル5「避難」が発表された場合</p> <p>② 桜島の大噴火により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合。</p>
	第 2 配 備	桜島の大噴火により相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合
	第 3 配 備	<p>① 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>② 市内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合</p> <p>③ 交通路が遮断され、住民が孤立するおそれがある場合</p>
	第 4 配 備	<p>① 市内に震度6強以上の地震が発生したとき</p> <p>② 市内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、甚大な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合</p>

(別記1)

「警戒本部」建設部関係課、農林商工部関係課、政策推進課、デジタル推進課、消防対策部

「警戒支部」産業建設課

(別記2)

「対策本部」建設対策部、農林商工対策部、市民環境対策部、教育対策部、政策推進課

デジタル推進課、上下水道対策部、消防対策部

「対策支部」建設維持班、産業振興班、市民生活班、教育班

2 報告及び職員の状況把握

(1) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、本部連絡班は、市長に対して次の必要事項を報告し、災害対策本部を設置する。

ア 報告事項等

- (ア) 市長等の所在の確認
- (イ) 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
- (ウ) 災害対策本部の設置
- (エ) 登庁方法の確認
- (オ) その他必要な事項

(2) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、副市長のほか市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、災害対策本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

(3) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。

(4) 登庁の報告について

- ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班でとりまとめて本部総務班に報告する。
- イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について本部総務班に定期的に報告する。
- ウ 本部総務班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
- エ 本部総務班は、災害対策本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

(5) 情報の収集について

- ア 職員は、速やかに集合するとともに、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、所属する班長に報告する。
また、各部はその被害状況をとりまとめ、情報収集班に報告する。
- イ 消防対策班及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

3 自主参集

(1) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(2) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして第4配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたる。

第2節 情報伝達体制の確立

火山災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急性の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 市の災害通信要領

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第1 市の災害通信要領】に準じる。

第2 通信計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第2 通信計画】に準じる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

桜島の大噴火による大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び市は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第1 災害救助法の実施機関】に準じる。

第2 災害救助法の適用基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第2 災害救助法の適用基準】に準じる。

第3 災害救助法の適用手続き

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第3 災害救助法の適用手続き】に準じる。

第4 救助の実施程度、方法及び期間

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4 救助の実施程度、方法及び期間】に準じる。

第4節 広域応援体制

大規模な火山災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。このため、県、市及び防災関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、県及び市においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。

第1 災害情報・被害情報の分析

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第1 災害情報・被害情報の分析】に準じる。

第2 応援派遣要請の方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第2 応援派遣要請の方法】に準じる。

第3 県市町村間等の相互応援要請

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第3 県市町村間等の相互応援要請】に準じる。

第4 他市町村への応援の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第4 他市町村への応援の実施】に準じる。

第5 協定に基づく応援派遣要請

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第5 協定に基づく応援派遣要請】に準じる。

第5節 自衛隊の災害派遣

桜島の大噴火が発生した場合、被害が拡大し、市や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

第1　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

※一般災害対策編【第3部　災害応急対策　第1章　活動体制の確立　第5節　自衛隊の災害派遣　第1　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法】に準じる。

第2　自衛隊の災害派遣活動

※一般災害対策編【第3部　災害応急対策　第1章　活動体制の確立　第5節　自衛隊の災害派遣　第2　自衛隊の災害派遣活動】に準じる。

第3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

※一般災害対策編【第3部　災害応急対策　第1章　活動体制の確立　第5節　自衛隊の災害派遣　第3　自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等】に準じる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

火山災害発生時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策】に準じる。

第2 公共職業安定所の労働者供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第2 公共職業安定所の労働者供給】に準じる。

第3 応援要請による技術者等の動員

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第3 応援要請による技術者等の動員】に準じる。

第4 従事命令等による労働力の確保

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第4 従事命令等による労働力の確保】に準じる。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な火山災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第1 ボランティアの受入れ、支援体制】に準じる。

第2 ボランティアの受付、登録等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの受付、登録等】に準じる。

第8節 災害警備体制

災害警備については、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）に定める災害警備体制により、県警察本部が行う。

第1 災害警備体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第1 災害警備体制】に準じる。

第2 自衛警備活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第2 自衛警備活動】に準じる。

第2章 初動期の応急対策

火山災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような警戒避難期の応急対策について定める。

第1節 火山関連情報の収集・伝達

大噴火発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、鹿児島地方気象台から発表される噴火情報、津波予報及び地震情報・津波予報等は、基本的な情報である。このため、市、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による火山情報の発表

1 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取るための情報である。噴火が発生した事実を速やかに知らせることが目的であり、火山名と噴火した時間のみの情報である。

2 噴火警報及び噴火予報

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られている場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表し、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表する。これらの噴火警報は、報道機関、都道府県等の関係機関に通知されるとともに直ちに住民に周知される。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。

＜桜島の噴火レベル（平成19年12月運用開始：鹿児島県）＞

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生、あるいは切迫している 状態と予想される

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴 火が発生する可能性が高まってき ていると予想される
警報	噴火警報 (火山周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を 及ぼす（この範囲に入った場合は 生命に危険が及ぶ）噴火が発生、 あるいは発生すると予想される
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼすこの範囲 に入った場合は生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山で あることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等がみられる（こ の範囲に入った場合は生命に危険 が及ぶ）

※ 備 考

噴火警報は安全確保のための情報であって、噴火予知情報ではない。観測データの分析に基づき、現時点での噴火の脅威が及ぶ危険性のある範囲を知らせ、規制や避難などを促すことが噴火警報の目的である。現在の火山噴火、予知の研究水準では噴火の兆候は認知できても、正確な噴火予知は困難である。

第2 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

※震災対策編【第3部 震災応急対策 第2章 応急期の応急対策 第1節 津波予報及
び地震情報の収集・伝達】に準じる

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

大噴火発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。このため、特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報等の収集・伝達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第1 災害情報等の収集・伝達】に準じる。

第2 災害情報等の報告警戒避難期の応急対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 災害情報等の報告】に準じる。

第3節 広報

火山災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する市民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。このため、行政及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、火山災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。特に、市民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を市、県及び周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 市による広報

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第1 市による広報】に準じる。

第2 関係機関等による広報

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 関係機関等による広報】に準じる。

第3 報道機関に対する発表

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3 報道機関に対する発表】に準じる。

第4節 消防活動

火山災害時は、都市地域を中心に地震による火災発生が予想されるため、市及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、市は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第1 市及び市民による消防活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第1 市及び市民による消防活動】に準じる。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第2 消防応援協定に基づく消防活動】に準じる。

第5節 危険物の保安対策

火山災害発生時は、都市地域を中心に危険物災害等が予想されるため、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。このため、消防関係機関は、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 市・事業所による対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第1 市・事業所による対策】に準じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策】に準じる。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

火山災害発生は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う自体が予想される。このため、市は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 火山災害時の河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「鹿屋市水防計画書」に準じて活動を行う。

1 火山災害発生の水防体制の確立

市は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「鹿屋市水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

2 火山災害による河川施設の被害状況等の把握

市は、「鹿屋市水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、火山災害発生時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 火山災害発生の河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）降下火碎物の堆積による出水防止

降下火碎物の堆積により、河川の上流では土石流や泥流を、また上流から流出した土砂の影響で中。下流の河床を上昇させ河川の氾濫を招くため、その被害の実態に応じた出水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（2）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（3）溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（4）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(5) その他の水防活動の実施

河川災害防止のため、次の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第2 火山災害時の土砂災害の防止対策

1 火山災害時の土砂災害防止体制の確立

大噴火発生とともに、火山災害に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、火山災害時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 火山災害時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

大正大噴火時に土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県及び市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

県は、必要に応じ、市町村の警戒・監視活動に協力し、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を関係機関等に要請する。

(4) 土砂災害防止法に基づき緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による越水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第7節 避難の指示、誘導

火山災害の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手する。

また、常に適切な措置を講ずるため、警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求める。

2 避難対策の必要性の早期判断

(1) 降下火碎物からの避難の実施

大正噴火級の大噴火が発生すれば、桜島外においても風下側にあたる地域では、噴火の最盛期に1時間あたり数cmから10cmの割合で軽石やレキ混じりの降灰が予想される。降灰は、車線等の視認障害、視界不良、タイヤ設置面の摩擦低下等の影響で車両は走行不能、また橋梁への荷重増加のため除去されるまでの間、通行不能となるころが考えられる。

したがって、大噴火の前兆及び大噴火とともに即時に住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 津波からの避難の実施

海底噴火及び地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、海底噴火及び地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、市・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(3) 二次災害防止のための避難対策

海底噴火に伴う鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難指示権

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第1 避難指示権】に準じる。

第3 避難指示の基準と区分

市長は、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定める。
避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

1 避難指示

降下火碎物の影響及び地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

山・崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候を直前に把握されるなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

3 市長不在等の場合の権限の委任

市長と速やかに連絡がとれない場合等の権限の委任については、【第1章活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第1 災害状況に応じた活動体制の確立 6 緊急時の災害対策本部設置の決定等】の設置権者代理順位に準じる。

第4 避難指示等の伝達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第3 避難指示等の伝達】に準じる。

第5 避難の誘導等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第4 避難の誘導等】に準じる。

第8節 救助・救急

火山災害時には、降下火碎物の影響による交通事故、地震による建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施努めるよう要請するものとする。

第1 救助、救急活動

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第1 救助、救急活動】に準じる。

第2 救助・救急用装備・資機材の調達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第2 救助・救急用装備・資機材の調達】に準じる。

第9節 交通確保・規制

火山災害時には、道路、信号、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第1 交通規制の実施】に準じる。

第2 緊急通行車両の確認等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第2 緊急通行車両の確認等】に準じる。

第10節 緊急輸送

火山災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第1 緊急輸送の実施】に準じる。

第2 緊急輸送方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第2 緊急輸送方法】に準じる。

第3 緊急輸送に伴う表示

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第3 緊急輸送に伴う表示】に準じる。

第4 緊急輸送道路

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第4 緊急輸送道路】に準じる。

第5 災害救助法の基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節
緊急輸送 第5 災害救助法の基準】に準じる。

第11節 医療・助産・メンタルケア

火山災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、応急の医療活動が必要となる。このため、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。

第1 緊急医療の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第1 緊急医療の実施】に準じる。

第2 医薬品・医療用資機材の供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第2 医薬品・医療用資機材の供給】に準じる。

第3 搬送体制の確保

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第3 搬送体制の確保】に準じる。

第4 情報収集・連絡体制

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第4 情報収集・連絡体制】に準じる。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策】に準じる。

第6 被災者の健康状態の把握

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第6 被災者の健康状態の把握】に準じる。

第7 災害救助法の基準

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用】に準じる。

第12節 要配慮者への緊急支援

火山災害時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者等の要配慮者が迅速・的確な避難等の行動を取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第1 要援護者に対する対策】に準じる。

第2 社会福祉施設等に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第2 社会福祉施設等に係る対策】に準じる。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第3 高齢者及び障がい者に係る対策】に準じる。

第4 児童に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第4 児童に係る対策】に準じる。

第5 観光客及び外国人に係る対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第5 観光客及び外国人に係る対策】に準じる。

第3章 事態安定期の応急対策

火山災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

火山災害時には、ライフラインの途絶や住居等の家屋崩壊及び焼失等により、多数の避難所が必要となることが予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。

第1 避難所の開設等

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第1 避難所の開設等】に準じる。

第2 避難所の管理運営

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第2 避難所の管理運営】に準じる。

第3 広域的避難収容・移送

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第3 広域的避難収容・移送】に準じる。

第2節 食料の供給

火山災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第1 食料の調達

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第1 食料の調達】に準じる。

第2 食料の供給

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第2 食料の供給】に準じる。

第3 食料の輸送

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第3 食料の輸送】に準じる。

第3節 応急給水

火山災害時には、水源や浄水場に大量の軽石・火山灰の降下が考えられ、水質が急激に悪化し、細かい火山灰の除去や洗浄のため、上水道は長期間に渡って給水停止になる事態が考えられる。復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急性度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 給水 第1 給水の実施】に準じる。

第2 給水施設等の応急復旧

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 給水 第2 給水施設等の応急復旧】に準じる。

第4節 生活必需品の給与

火山災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与】に準じる。

第5節 感染症予防対策

火山災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第5節 感染病予防対策】に準じる。

第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

火山災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災及び津波水害等により、大量のごみの発生が予想される。

また、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第1 し尿処理対策】に準じる。

第2 ごみ処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第2 ごみ処理対策】に準じる。

第3 死亡獣畜の処理対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第3 死亡獣畜の処理対策】に準じる。

第4 障害物の除去対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第4 障害物の除去対策】に準じる。

第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

火山災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第1 行方不明者の搜索】に準じる。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第2 遺体の収容、処理、埋葬】に準じる。

第8節 住宅の供給確保

火山災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 住宅の供給確保 第1 住宅の確保・修理】に準じる。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う。

第9節 文教対策

火山災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第1 応急教育の実施】に準じる。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金】に準じる。

第3 文化財の保護

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 文教対策 第3 文化財の保護】に準じる。

第10節 義援物資等の取扱

大噴火時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。全国から寄せられた義援金及び義援物資を公平、かつ適正な配分を行うために、その取扱について定める。義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金品の受入れ計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第1 義援金品の受入れ計画】に準じる。

第2 受付方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第2 受付方法】に準じる。

第3 配分方法

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 義援物資等の取扱 第3 配分方法】に準じる。

第11節 農林水産業災害の応急対策

火山災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 事前及び事後対策

1 事前対策

降下火碎物等により、農林水産物に被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

2 事後対策

降下火碎物等により、農林水産物に被害を受けたときは、直ちに事後対策を行い、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 農業用施設応急対策

(1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を指導し、事後の本復旧を推進する。

(2) 土石流による影響等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

(3) 農林業施設の応急対策は、次のとおりである。

- ア 浸水時の用水路等からポンプ等による排水
- イ 破損箇所の応急復旧
- ウ 流入した土砂・樹木等の除去
- エ 林道の応急復旧
- オ 土壤の酸性化対策

2 種苗の確保

市長は、火山災害により、播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合等に必要種苗の確保を要請する。

3 農作物応急対策

(1) 農作物等に対する応急措置

農作物等に対する応急措置方法は、下表のとおりである。

表 農作物等に対する応急措置方法

品目	災害種別	応急措置方法
作物	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 計画的水管理の実施
果実	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 熟期に達した果実の収穫 (4) 倒伏した樹の整復、裂枝の除去または復元固定 (5) 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 (6) 落葉した樹の樹勢回復 (7) 病害虫防除の徹底
野菜	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 排水、中耕、土寄せの実施 (4) 草勢回復資材の投与・散布 (5) 土砂の洗浄 (6) 代作の実施 (7) 病害虫防除の徹底
花き	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 排水、土寄せの実施 (4) 病害防除の実施
茶、 たばこ	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 排水、土寄せの実施 (4) 病害防除の実施
飼料	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 土壌の酸性化対策 (3) 早急に地表水の排水実施 (4) 草勢回復資材の投与、散布 (5) 早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 (6) ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）
その他	・降下火砕物 ・水害	(1) 軽石、火山灰の除去 (2) 種苗の確保（農業協同組合等と協力）

4 畜産応急対策

(1) 家畜の管理

降下火碎物の影響及び土石流等の影響による浸水、がけ崩等の災害が予想されるとき、または発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県(家畜保健衛生所)及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋没または焼却を指示する。

ア 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、または伝染病発生のおそれがあると認められる場合には畜産班員を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市長の要請により救護班を被災地に派遣する。

ウ 災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他の飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

表 家畜管理のための応急措置方法

感染症の予防	(1) 家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	(1) 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

5 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

(1) 被災立木竹の除去、軽石・火山灰の除去、土砂の除去

(2) 林道破損箇所の復旧、機能回復

(3) 病害虫の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却または薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

(4) 林業用種苗の確保

森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

6 水産物応急対策

(1) 養殖の管理

降下火碎物の影響及び漁業環境の悪化等の災害が予想されるとき、または発生したときは、養殖者において生簀を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

(2) 水産養殖用種苗並びに飼料等の確保

火山災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため、斡旋を行う。

(3) 病虫害の防疫指導

火山災害により水産養殖植物に病害虫発生のおそれがある場合、県水産試験機関に対し、防疫対策について指導を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

火山災害時には、地震動等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、本計画は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な事項を定める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第1節 電力施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第2節 ガス施設の応急対策

火山災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。

さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画】に準じる。

第3節 上水道施設の応急対策

火山災害時には、降下火碎物の影響、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第4節 下水道施設の応急対策

火山災害時には、降下火碎物の影響、地震動や液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第5節 電気通信施設の応急対策

火山災害時には、降下火碎物の影響、建物の倒壊、地震火災、津波等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

火山災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※一般災害対策編【第3部 災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準じる。

第4部 火山災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進】に準じる。

第2節 激甚災害の指定

第1 激甚災害に関する調査

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害に関する調査】に準じる。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第2節 激甚災害の指定 第2 特別財政援助額の交付手続き等】に準じる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被害者の生活確保

第1 市民生活相談

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第1 市民生活相談】に準じる。

第2 災害廃棄物等の処理(がれき処理)

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第2 災害廃棄物等の処理(がれき処理)】に準じる。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項】に準じる。

第4 被災者生活再建支援金の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第4 被災者生活再建支援金の支給】に準じる。

第5 被災者生活支援金の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第5 被災者生活支援金の支給】に準じる。

第6 災害弔慰金等の支給

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第6 災害弔慰金等の支給】に準じる。

第7 税の減免措置

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第7 税の減免措置】に準じる。

第8 職業のあっせん等

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第8 職業のあっせん等】に準じる。

第9 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第1節 被害者の生活確保 第9 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱
及び援護対策】に準じる。

第2節 被災者への融資措置

第1 民政関係の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第1 民政関係の融資】に準じる。

第2 住宅資金の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第2 住宅資金の融資】に準じる。

第3 農林漁業関係の融資

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第3 農林漁業関係の融資】に準じる。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

※一般災害対策編【第5部 災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援
第2節 被災者への融資措置 第4 商工業関係の融資及び利子補助】に準じる。